

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則 ○ 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する 規則	予 算 経 理 課 1 頁
人事異動 ○ 三重県教育改革推進会議委員の任命について	教 育 総 務 課 4 頁
正 誤 ○ 平成25年7月17日付け教育公報第1672号	教 育 総 務 課 4 頁

規 則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十五年七月二十九日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会規則第五号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該奨学生が次の各号のいずれにも該当しない状態に至ったときは、奨学金の貸与を再度申請することを妨げない。

第九条第一項第二号中「辞退したとき」の下に「、又は、貸与継続の意思確認ができないとき」を加え、同条同項中第七号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 在学する高等学校等における休学期間が連続して三年に達したとき。

第十一条第三項中「三重県税外収入通則条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）第五条及び附則第六項」を「民法（明治二十九年四月二十七日号外法律第八十九号）第四百四条、第四百五条及び第四百九条」に、「延滞金」を「遅延損害金」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 当分の間、第三条第一項第三号の規定の適用については、同号中「生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成二十五年厚生労働省告示第百七十四号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）」とする。

様式第6号（第11条関係）

三重県高等学校等修学奨学金返還明細書

本人名前			学校名		
借用終了年月日	年	月	日	返還理由	卒業・退学・その他（ ）
返還金額	修学支度費 ・ 修学費		返還期間	年間	
	金	円			
返還方法	月 賦	(第一回)	返還期日	第一回	年 月 末日
		金 円		最 終	年 月 末日
		(最終返還金)			
		金 円			
	半年賦	(第一回)	返還期日	第一回	年 月 末日
		金 円		最 終	年 月 末日
	(最終返還金)				
	金 円				
年 賦	(第一回)	返還期日	第一回	年 月 末日	
	金 円		最 終	年 月 末日	
	(最終返還金)				
	金 円				
本人の連絡先	貸与終了後の連絡先	〒 住 所		電話：	
	就職の場合の勤務先(予定)	〒 住 所 勤務先		電話：	

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第11条の規定により三重県高等学校等修学奨学金返還明細書を提出いたします。上記計画記載の期限までに行なうべき支払を3回分以上怠ったときは、即時残債務を弁済します。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

(奨学生番号)

本 人 住 所

(注意事項)

名 前

㊟

※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

保 護 者 住 所

※ 連帯保証人印は実印です。

名 前

㊟

※ 印影がはっきりわかるよう押印してください。不鮮明なものは受付できません場合があります。

連帯保証人 住 所

名 前

実印

(電話番号：)

様式11 申請書を添付して提出してください。

第11号様式（第5条関係）

進路決定届

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

本人 〒
住所

名前 ㊟

(自宅電話:)

(携帯電話:)

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第5条第5項の規定により、進路決定届を提出します。

なお、進学後は、三重県高等学校等修学奨学金の貸与を受けることを希望します。

記

(予約番号) _____ (在学中学校) _____

決定した進学先

[高等学校等卒業予定: 年 月卒業見込]

該当する項目に○をつけてください。

(①学校種別 国公立 ・ 私立)
(②課程種別 全日制 ・ 定時制 ・ 通信制)

三重県外の学校に進学された場合は、下記に学校の連絡先を記入してください。

(〒 _____)
電話番号 _____)

※ 添付書類 進学先を証明する書類（合格証書等の写し）

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年八月一日から施行し、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（以下「新規則」という。）第十一条第三項の規定は、改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定により計算し、債務名義を得た旧規則第十一条第三項の延滞金を除き、平成十四年四月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の日前に、旧規則第七条第二項の規定により教育長が貸与期間の延長を認めたものについては、新規則第九条第一項第七号の規定は、適用しない。

人 事 異 動

三重県教育改革推進会議条例（平成19年三重県条例第42号）第4条の規定により、次のとおり三重県教育改革推進会議委員を任命しました。

平成25年7月26日

三重県教育委員会

任命（辞令年月日 平成25年7月26日）

泉 みつ子
梅 村 光 久
太 田 浩 司
小 澤 静 香
小 野 芳 孝
亀 井 利 克
栗 原 輝 雄
佐 藤 美保子
鈴 村 豊 嗣
曾 我 基 子
中 村 武 志
西 田 寿 美
沼 口 義 昭
東 博 武
水 谷 貴 子
耳 塚 寛 明
向 井 弘 光
森 喜 るみ子
山 川 紀 子
山 田 康 彦

正 誤

平成25年7月17日付け教育公報第1672号に登載しました、平成26年度三重県立高等学校入学定員の告示中
ページ 3 行 1（右表）

誤

「(通信制課程)」

正

「(定時制課程)」

発 行
津 市 広 明 町 13 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
合 資 会 社 黒 川 印 刷